

Palette [パレット]



●発行所：山手葬祭協同組合 〒156-0057 東京都世田谷区上北沢4-33-3 TEL. 03-3302-1710

<https://yamate.or.jp>



エンバーミングのお話 その3 「エンバーミングはどんな時にお勧めなの？」

弁護士 渡邊 清朗先生の法律コラム「コロナ禍と裁判」

コロナ禍の中でも……忘れてはいけないこと

いざという時困らないために…… 「お葬式バイブルQ&A」小冊子 **ご希望の方に差し上げています。**

税理士 高橋 裕義先生の税務コラム「申告と納付期限の延長制度」

4月24日(土)開催！コロナ禍でこれからの葬儀はどう変わるの？
たった1日でお葬式の不安解消！葬儀知識基礎講座 受講料無料！

第10期生
受講申込
受付中!!

4面

今、思うこと。 ~共に考えていきましょう~

葬儀の事前相談の勧め / 山手葬祭協同組合が安心して相談出来るお近くの組合員をご紹介します

コロナ禍でのこれからの送り方はどう変わるの？ たった1日でお葬式の不安が解消！

- 送ることの大切さ
 - 家族・ご本人の心構え
 - 失敗しないためのアドバイス
 - 葬儀後の慈訓のお話
 - 家族が困らないための生前の準備 等
- ※講座の内容は変更になる場合がございます。予めご了承ください。

One Day
ワンデイ講座

第10期 葬儀知識基礎講座

今回の講座は内容の変更・募集人数制限を行った特別開催を予定しています (検定はございません)

2021年
日程 **4月24日(土)** 定員 **先着10名様** ※定員になり次第メクラさせていただきます。予めご了承ください。

9時40分開場 (終了時間はお問い合わせください)

受講料 **無料** 本講座は、葬儀組合の社会事業の一環として開催される講座です。

会場 世田谷区民会館別館 **三茶しゃれなあと**
東急田園都市線「三軒茶屋駅前」(5階スワン)
電話：03-3441-6636 世田谷区太子堂2-16-7

●コロナウィルス感染拡大防止策として

- ※今回の講座は、募集人数を大幅に減少し開催いたします。
- ※受講に際しては、マスク着用でのご来場をお願いします。
- ※入場時には手指消毒・検温の協力をお願いいたします。
- ※体調不良・発熱のある場合はご連絡の上、来場をご遠慮いただきますようお願いいたします。
- ※講師は、マスク着用での講演となりますので予めご了承ください。
- ※教室では窓・扉を開けて換気の良い環境での受講となります。(服装等注意)
- ※感染拡大の状況を鑑み、当日のカリキュラム変更・中止・延期などを行う場合があります。
- ※中止や延期の場合は、受講申込み者に直接ご連絡させていただきます。

●お申込・お問い合わせは…… 午前10時～午後6時(日曜、祝祭日も可)
地域密着で71年！信頼と実績の **山手葬祭協同組合** までお気軽にお電話ください **TEL. 03-3302-1710**

今、思うこと。

~共に考えていきましょう~

このところの世界中を覆うかの如く拡まっていた「疫病」の蔓延は、私たちから「日常」を奪い去ってしまいました。

かつて当たり前だった会食も宴会も、観劇もコンサートも、そして職場の交流も親戚づきあいも皆、多かれ少なかれ「自粛」せざるを得ない状態に陥りました。

無論、大切な方を送るお葬式も、その片隅に追いやられています。昔の(古い)習慣の一つに「村八分」と言われるような習わしがあったのをご存知の方は大勢おられると思いますが、今日でいうと村のおきてや秩序などを破ったものに対して課される「制裁行為」で、他の村人が申し合わせて交際を絶つこと…仲間外れにすることを指して用いられていました。

では、この「村八分」残りの「二分」は何だったのでしょうか…。

これは地域社会から特定のメンバーや住民を排斥したりする内においても「火事」と「お葬式」の「二分」だけは仲間として助け合おうとする私たち日本人が培ってきた「思いやりの心」や「優しい心」に繋がります。

しかし今、そのような「祈る心」

も、所謂「空気」の支配の中のみ込まれてしまったのではとも言えます。

私たちの健康と生命は、疫病のみならず、他の病気やケガを含めたあらゆるリスクに晒されています。そしてそうしたあらゆるリスクから、私たちの「身体」や「精神」を守るためにこそ、「日常」が取り戻されなければならないのです。だからこそ、「危機」と対峙せんがために、皆さんと一緒に今考えなければならぬのは、身の回りの生活、生業から広くは世界の政治・経済まで、「防疫」をめぐる大きな混乱や分断が生じ、私たちは「日常」をいかに取り戻せばよいのかということ。そして、そもそもその取り戻すべき「日常」とは何なのでしょう。か。「新しい日常」とはどう違うのでしょうか。

もし仮に、取り戻す先が二〇一九年十一月または十二月だとすると、私たちはそこに戻る事を本心から望んでいるのでしょうか？その実、多くの人たちは「疫病の禍」から取り戻そうとしているものも魅力的ではない…と無意識の中で思っていて、ならば「新しい日常」

でいいやと納得してしまう人もおられるかもしれませんね。

果たして、今回の「疫病禍」は、私たちの「生き方」を問う一つの試練とも思われます。日々書き換えられる不完全な情報のなか、なお狼狽することなく、よりよく「敗ける」リスクを最小化することができ、泥沼のような日常の中から、なお自らの「生き方」を見出すことができるかと思えます。

この度の試練は「不条理」に際して、私たちの「生き方」「思い方」が問われているかのように思えてなりません。

私たちが取り戻すべき「日常」とは何かを、「不条理」と向き合い次の危機に備えるためにも皆さんと共に考え、そもそも私たちが目標とすべきは、「悩み方」や「採め方」をいづらか秩序立った地に足の着いたものにするような会話と議論の作法なのではないでしょうか。

そして、そうした作法を身につけるには、歴史的経験の蓄積が必須で、そこからこれからの「人の送り方」についても見直してみることが含めた問題提起を、皆様と一緒に考えていきたいと思えます。

(記事 / 杉田伊紗武)



最近よく耳にするエンバールミング
その役割やメリット・デメリットなどエンバールミングについて解説します。

その3 エンバールミングはどんな時にお勧めなの？

三回シリーズでお伝えしています
「エンバールミングについて」
第一回目／エンバールミングの役割
第二回目／エンバールミングのメリット・デメリット

そして最終回となります今回の
お話は「エンバールミングはどのよ
うな場合にお勧めなのか」です。

私自身の考えでは「お勧め」と
いう言葉よりは「有効」という言
葉の方が適切だと考えています。

大切な方を亡くされたご家族に
於いて、亡くなった方の闘病環境
や様々な死生観の考え方・宗教観
等の考え方があり、その様々な状
況を鑑みるととても難しい場面
であり、その難しい場面であるから
エンバールミングが有効な場合が
あり、そして有効だからこそお勧め
する状況に至ります。故人に於い



て生前元気だった頃のようなお肌
の色やお顔がいくらかふっくら
戻った等、長患いされても清潔に
してあげる、「きれいなお別れ」
の環境を作ることは御遺族の悲し
みの緩和(グリーンワーク)に役
立ちます。葬儀の現状としては、
大切な方を亡くされて、非日常的
ではない状況の中慌ただしく進行
し葬儀が終了するという状況も少
なくないと思います。グリーンフ
(悲嘆)にある者に対して「時間
が解決する」と言うのは一種のタ
プリーナなのですが、しかしそこ
「大切な時間を過ごす」ことは非
常に重要な事だと思えます。そう
いう大切な時間をどうやって確保
するか。まさにエンバールミングが
「有効」であり「お勧め」する場
合が発生すると考えます。

エンバールミングの中心部は「防
腐」「殺菌」「修復」と申し上げま
したが、極めて簡単に表現すると
「故人とのより良いお別れを実現
するために、洗浄、消毒、お顔の
整え(メイク)、防腐、衛生保全
の為の血液・排泄物の処置、着付

け」を施すことだと思えます。そ
こにはご遺族の悲しみの緩和(グ
リーンワーク)が併せて存在する
と思っています。

エンバールミングは数多く有効利
点が存在しますが、亡くなられた
状況や状態、現行法規の遵守、死
者の尊厳、プライバシーの保護等
その実施に至る場面は未知かもし
れません。

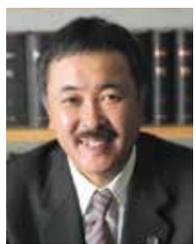
当組合はこの課題に於いても研
究会を重ねております。ご質問、
ご相談等があればお近くの組合員
にお声かけ下さい。



(記事 豊泉普彦)

法律

コロナ禍と裁判



弁護士 渡邊 清朗

皆さん、こんにちは。

今年は、コロナ禍により、裁判
も多大な影響を受けています。

東京の裁判所では、4月5月の
裁判期日は、緊急性のある保全事
件及び刑事事件を除いて、ほとん
どが延期となってしまいました。

延期後の裁判期日は、9月以降
徐々に決まっていく状況でした。

また、新たに提起した訴訟や調
停も第1回期日の指定が大幅に遅
れている状況です。

裁判が大幅に遅延しているとい
う状態で、関係当事者の方々には
大変ご迷惑をお掛けしていると感
じています。

憲法第82条には、裁判の対審
及び判決は、公開の法廷で行う旨
定めています。

これは裁判が公正に行われるこ
とを保障するという趣旨からです。

そのため、裁判所では、裁判所
に出入りする方々を制限すること
はできず、裁判所には不特定多数

の方々が出入りできる状態にして
おかなければならないのです。

したがって、一旦裁判所でクラ
スターが発生してしまうと、長期
間にわたり裁判所を閉鎖しなけれ
ばならなくなってしまいます。

裁判所が慎重な対応をとってい
るのもあながち理由がないわけ
はありません。

現在でも、クラスターの発生防
止のため、裁判は、1日あたりの
事件数を減少して期日指定をし
たり、準備手続段階では、電話会議
やウェブ会議を多用したりしてい
ます。

通常、民事訴訟では、証人調べ
までは、訴状・答弁書・準備書面
等の書面を予め提出し、これを陳
述することが行われます。一回の
裁判が、2〜3分で終了してしま
うことも珍しくありません。

今回のコロナ禍における裁判手
続の変容が、今後の裁判手続にど
のように影響を与えていくのか、
大変興味深く見守っています。
皆さん、コロナ禍
が過ぎ去るまでも
う少し頑張り
ましょう。



「コロナ禍の中でも…忘れてはいけないこと。」

昨年の初めからの新型コロナウ
イルスは社会や私たちの普段の
生活にとっても大きな影響を及ぼ
しましたが、葬儀業界も例外では
ありません。

志村けんさんや岡江久美子さん
がこの感染症で亡くなられた際、
ご遺族は病院で対面できず、寝台
車を見送るだけで、火葬にも立ち
会えず、お骨になっての再会とい
う形式には皆さんも驚かれたり、
ご遺族と同じように悲しんだりさ
れたと思います。

葬儀式場やご寺院が参列人数や
飲食に制限を設けたことで、故人
との最期の対面を含め、少しは戻
りつつあるものの、まだまだ思う
ような葬儀ができていません。

しかしながらこの窮屈な状況を
過ごしたことや本来あるべきかた
ちを行えないことで、改めて葬儀
の大切さを感じる機会にもなりま
した。

それはすなわち「故人と対面す
ること」「飲食を共にしながら想
い出を語ること」…つまり「ご遺
族・親族やご縁のあった方が時
間と空間を共有すること」がいかに
大切なことなのかを再認識しま
した。

いざという時に 困らないために

来年の四月で第十期生を迎える
山手葬祭協同組合が主催する「葬
儀講座」のスタッフが、今までの
質問や組合に加盟する葬儀社が現
場で聞く「生の声」を取材し作成
した小冊子「もしもの時に困らな
いためのお葬式バイブルQ&A」
を発刊しました。

受講生の皆様には一冊お送りし
ているかと思いますが、いざとい
う時のために役立つ一冊です。も
し受講生の中で「ご親戚やご友人
に差し上げたい」という方がい
らっしゃれば、数に限りはござい
ますがお譲りすることも可能で
す。もし、ご希望がございましたら
山手葬祭協同組合事務局までご
連絡下さい。



お葬式バイブルQ&A希望とお伝
え下さい。
電話 〇三(三三〇二)一七〇一

税務

新型コロナウィルス感染症の特例 申告と納付期限の延長制度



税理士 高橋 裕義

新型コロナウィルス感染症の拡
大により、年初より世の中は大変
な混乱となつていますが、税金の
申告についても様々な措置が講じ
られています。その中でも一番利
用されているのが申告と納付期限
の延長制度だと思えますので、今
回はその制度についてご紹介いた
します。

新型コロナウィルス感染症の影
響により、その期限までに申告・
納付ができないやむを得ない理由
がある場合には、個別に申請する
ことにより申告・納付期限の個別
延長が認められます。このやむを
得ない理由については、新型コロナ
ウィルス感染症に感染した方は
もとより、体調不良により外出を
控えている方や、平日の在宅勤務
を要請している自治体にお住まい
の方、感染拡大により外出を控え
ている方など、新型コロナウイル
ス感染症の影響により、申告書を

作成することが困難なケースなど
が該当することになります。

国税庁ではこのように発表して
いますが、具体的に病院の診断書
などを提出することなく、申告の
際、申告書の右上赤白部分等に「新
型コロナウィルスによる申告・納
付期限延長申請」と記入すれば申
告期限及び納付期限は原則として
申告書等の提出日となります。

この制度は、所得税の確定申告、
贈与税、相続税にも適用できます
ので、令和元年分の確定申告(令和
2年4月17日期限)が未提出で
あっても、この制度を受けること
により、期限後申告とはなりませ
ん。ただし、申告期限を延長
した場合、申告期限が
期限となる各種の
特例措置など
も申告書
提出日
が期限
となる
ので注
意が必
要です。

